

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 令和元年9月27日（金）午前10時30分～午前11時39分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、小林委員、高橋委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・ 妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業	令和元年8月9日
	・ (仮称) 今井土地地区画整理事業	令和元年9月6日
2 環境影響評価書	・ (仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和元年8月19日
3 事後調査報告書	・ 大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業 (工事の施行中その1)	令和元年7月26日
	・ 江東区有明北3-1地区開発計画 (工事の施行中その1)	令和元年7月31日
	・ 都営村山団地 (後期) 建替事業 (工事の施行中その2)	令和元年8月23日
4 変 更 届	・ 宇津木土地地区画整理事業	令和元年8月21日
	・ 町田市資源循環型施設整備事業	令和元年8月23日

令和元年度「東京都環境影響評価審査会」第7回総会
速 記 録

令和元年9月27日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

午前 10 時 30 分 開会

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち、本日、保高委員は遅れてお見えになるということで御連絡をいただいております。ですので、11 名の御出席をいただくということで定足数を満たします。

それでは、令和元年度第 7 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたのでよろしくお願い致します。

○柳会長 わかりました。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営の関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴を希望される案件が終了次第、退出されて結構です。

それではただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 7 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、受理報告を受けることといたします。

それでは、受理関係について事務局から報告をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、受理関係について御報告いたします。

お手元のタブレット、資料 1 をご覧ください。受理報告の案件は、環境影響調査計画書が 2 件、環境影響評価書が 1 件、事後調査報告書が 3 件、変更届が 2 件を受理してございます。

○柳会長 それでは、「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書の概要について事業者から説明を受けることといたします。事業者の方は席の移動をお願いします。

○事業者 調査計画書の説明について、説明させていただきます。

妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業の調査計画について説明させていただきます。説明はピンク色の調査計画書の冊子に沿って説明させていただきます。

冊子の 1 ページをお願いします。事業者は世紀東急工業株式会社、事業の名称は妙見島混合所新規破碎施設設置事業、事業の種類は廃棄物処理施設の設置となります。

対象事業の概略ですが、本事業は既存破砕処理施設が稼働している敷地に隣接する北側の新敷地に改良土を生成する設備を有する破砕処理施設を新たに整備するものです。

表 3-1 をご覧ください。所在地は東京都江戸川区東葛西三丁目 17 番 37 号、計画地面積は約 2 万 5,100 m²、工事着工年度は 2020 年度、工事完了年度は 2023 年度を予定しております。

最大処理能力は日当たり 2,400t で、最大稼働時間は計 8 時間としております。

主な建築物として、破砕処理施設が鉄骨造、高さ 18.5m となります。再生製品ヤード、改良土ヤードは屋根付きの建屋とする計画です。

2 ページをお願いします。事業の目的になります。既存の破砕処理施設は 30 年以上が経過し、近年は粉じん、悪臭、及び騒音などの環境保全対策を講じてきたものの、用地の制約、施設の老朽化等から、これ以上の環境保全を講じることは困難となってきました。また、搬出入車両による接続道路の道路渋滞、今後の労働環境への対応等も課題になりつつあります。

本事業は、新敷地の取得に伴い、粉じん及び騒音等へのさらなる環境対策や動線の確保による接続道路の渋滞緩和を図りつつ、処理能力の増強と労働時間の短縮等の両立を目指すため、新敷地に破砕処理施設を整備することを目的としております。

3 ページをお願いします。こちらの図は対象事業の位置図です。計画地は図の中央、旧江戸川に囲まれた妙見島の南側に位置しております。

計画地へのアクセスは、少し飛びますが、21 ページをお願いします。こちらの図に示しますとおり、東京方面、千葉方面ともに東京浦安線の浦安橋からアクセスする経路となっております。

戻りまして、6 ページをお願いします。表は、事業実施前と実施後の施設の概要になります。少し飛びまして、8 ページ～9 ページに既存の施設配置図及び新施設の配置図を示しております。こちらをご覧くださいながら施設の配置について説明させていただきます。

既存施設は、既存敷地の南側に破砕処理施設、改良土施設、オレンジ色になっているところですが、そちらに配置しております。西側には再生品ヤード、北側には黄色で示しておりますとおり、アスファルトリサイクルプラントを配置しております。

新敷地の配置は 9 ページになります。薄い赤色になっているのが新敷地になりますが、こちらの南側に破砕処理施設、北側及び西側に廃材ヤード、再生品ヤードを配置する計画です。なお、新敷地の整備後は既存施設の破砕処理施設、廃材等のヤードは解体します。

10 ページをお願いします。こちらは新施設の計画平面図と計画断面図になります。太線と

なっている破砕処理施設及び再生製品ヤード、改良土ヤードは、建屋及び屋根掛けする計画であり、既存の施設よりも粉じんの飛散の防止や騒音の伝播を抑制できる計画としております。

12 ページをお願いします。こちらが設備概要になります。廃材と建設発生土は同じ破砕処理施設内で処理を行うこととなりますが、時間帯を分け、別々に処理を行います。廃材の処理能力は1時間当たり300t、建設発生土の処理能力は1時間当たり50tとなります。運転時間等は、メンテナンス作業等で日中に稼働できない場合、夜間に稼働する可能性があることから、24時間としておりますが、処理時間は8時間を超えない計画としております。

13 ページに廃材の処理フロー、15 ページに建設発生土の処理フローを示しております。廃材及び建設発生土ともに、同じ設備を利用しますが、廃材を処理する時間帯、建設発生土を処理する時間帯を完全に分け、同時に処理することはありません。処理対象物は、破砕機及びスクリーンを経由し、粒度ごとに再生製品ヤード及び改良土ヤードにベルトコンベアにて振り分けられます。

16 ページをお願いします。給排水計画になります。ヤードの粉じん飛散防止用の散水用水として、東京都水道局からの上水及び工業用水の給水を受け、利用する計画としております。また、建築物の屋根等に降った雨水は、雨水貯留槽を経て、場内散水として再利用することを計画しております。

また、構内道路等の場内に降った雨水は、非浸透性のアスファルト舗装を施した路面から排水側溝等に流れ、地下に設けた油水分離槽を経由し、公共用下水道へ排出する計画としております。油水分離槽は定期的に、油分、沈殿物の除去及び清掃などのメンテナンスを行います。

続きまして、環境保全計画になります。新施設の破砕処理施設は、高さ約20mの建築物内に格納し、廃材を搬送するベルトコンベアは粉じん、防音カバーで囲うことで、破砕及び運搬の過程での粉じんの飛散を防止するとともに、騒音の伝播を抑制します。また、計画地の周囲には高さ10mの遮音壁を設置し、ヤードによる積み下ろし時に発生する粉じんの飛散防止、騒音の伝播抑制をします。さらに、粉塵の発生及び飛散を防止するため、廃材及び建設発生土を投入するホッパーにはシャワーノズルをとりつける計画です。そのほか、タイヤ洗いの設置、場内散水等を適宜行います。

17 ページをお願いします。施工計画になります。工事は2020年度末に着手、2023年度までの約37カ月を予定しております。

少し飛びまして 115 ページをお願いします。環境影響評価の項目について説明します。対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することで、大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物、温室効果ガスの 5 項目を選定しております。評価項目の選定基準は図 7-1 の示すとおりです。

117 ページをお願いします。選定した理由になります。大気汚染については、工事の施行中において建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目としております。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素としております。

また、工事の完了後においては、施設の稼働及び搬出入車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目としています。

予測・評価小項目は、施設の稼働については処理工程等を考慮して、粉じんとし、搬出入車両については排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素としております。

続いて、118 ページ、騒音・振動につきましても、同様に、工事の施行中において建設機械の稼働及び工事用車両の走行に影響が考えられることから予測・評価項目としています。

また、工事の完了後において施設の稼働及び搬出入車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目としています。

なお、低周波音については、工事の完了後において施設の稼働による影響が考えられることから、予測・評価項目としています。

そのほか、景観、廃棄物、温室効果ガスの選定理由については 118 ページにそれぞれ記載しております。

続いて、119 ページをお願いします。こちらは選定しなかった項目になります。選定しなかった項目は、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の 12 項目になります。

悪臭についてですが、本事業は破碎処理施設及び再生製品ヤードの建設であり、悪臭を発生させるような施設ではないため予測・評価項目としておりません。

既存のアスファルトプラント、リサイクルプラントについては、今回の事業で更新することはありません。

次に、水質汚濁についてです。工事の施行中、建設工事に伴い発生する濁水は、仮設沈砂

槽等を設け、下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ排出する計画です。

また、既存破砕施設の解体工事において、粉じん飛散防止用に散水を行います。既存の排水系統に沿って公共下水道へ排出する計画であることから、工事の施行中、公共用水域の水質に及ぼす影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しておりません。

120 ページをお願いいたします。土壌汚染になります。破砕処理施設及び再生製品ヤードを建設する新敷地は、土地の購入時に土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地であることを確認していることから、汚染物質の排出及び拡散はないと考えられるため、予測・効果項目としておりません。

なお、既存破砕処理施設等の解体工事においては、解体時期や解体工法等が決定した段階で、別途、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 117 条に基づく調査及び手続を行うこととしています。

工事の完了後は、破砕・土質改良の処理過程において、有害物質等の溶出・使用はないため、土壌に及ぼす影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目としておりません。

その他、選定しなかった項目の理由については 120 ページから 124 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ただいまの説明について何か御質問等はございますでしょうか。

○齋藤第一部長 御説明いただいた点で確認なのですが、理解できなかったのですが、12 ページにある運転計画の処理時間というか、稼働時間について、破砕処理施設のところで 8 時間運転なのだけれども、1 日 24 時間というふうな感じの説明だったと思いますが、聞き逃してしまったので、もう一度説明をお願いできますか。

○事業者 機材のメンテナンス等で日中に稼働できないときに夜間に動する可能性があるということで、申請ゾーンを 24 時間で申請しております。ただし、動く運転時間としては 8 時間。日中動けないときに 8 時から 17 時を基本に考えているのですが、日中動けないときは、その 8 時から 17 時をスライドして 8 時間行うということで、夜間も動く可能性があるということで、24 時間という申請にしております。

○齋藤第一部長 そうすると、アスファルトプラントとカリサイクルプラントのほうは、そういうことは起きないということなのですか。

○事業者 はい、アスファルトプラント、リサイクルプラントについてはそういうことはあ

りません。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○森川委員 今回、評価項目から悪臭は除いてあって、悪臭を発生させるものではないというところで書いてあるのですが、既にあるプラントなどでは臭気の脱臭路が設置してあるとありますよね。今現在の稼働している施設などでも苦情などはないのでしょうか。

○事業者 近年は苦情という形では直接、事業者のほうには届いていないです。

○森川委員 建替えのところでは、そういったものも、臭気の対策みたいなものもしない。

○事業者 アスファルトプラント、リサイクルプラントについては更新の予定はないので、予測の対象外と考えているのですが、昔、苦情というのも多少あったというところもありますので、現況把握だけはしようということで考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 教えていただきたいのですが、118 ページの騒音・振動の工事の完了後のところで低周波音の影響がある可能性が考えられるということなのですが、具体的に低周波音を出すと考えられる設備というのは何かということと、もう1つは、ほかの類似施設で低周波音の苦情があるのかどうかを教えていただきたい。

○事業者 低周波音につきまして、破碎機が動きますので、それに着目して調査、予測・評価する予定です。ただ、ほかの事例ではないようです。

○高橋委員 ほかの事例がないということは、大きな可能性としてはないと。

○事業者 そうですね。まだ調査、予測・評価の前なので何とも言えないところなのですが、そこまで大きいものではないとは考えております。おそらく破碎、どうしても機械になりますので、そういう点で考えております。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 事業計画について教えていただきたいのですが、12 ページの表 4-3 を見ますと、破碎処理施設は既存施設が1時間当たり60tに対して、新施設は300tということで、おおむね5倍の規模で、これが8時間運転するというところで、最大2,400tになるということなのですけれども、5倍のスケールアップというふうに捉えていいのかと思って見ていました。

それが、8 ページと 9 ページの、今の施設と新施設の図の比較をさせていただくと、破碎

処理施設の大きさが余り変わらない、むしろ少し小さくなるのかと思って見ていました。それを5倍の規模で、もしくは小さい施設のサイズという中で、目的のところでは環境対策を充実させるために拡張するところもあったと思うのですが、2,400tというところはかなり大きな施設になると思いますが、そのあたりで、16ページ目のところの環境保全対策で3点ほど挙げられて、粉じん対策、騒音対策、それから廃棄物の処理計画。主に前段の2つかなと思うのですが、現状とは違って、今後はこういうことを考えているから万全なのだという考え方が、おそらくこれから評価書案とかそういう段階で考えていくところだと思います。もし今の時点でそういうところの考え方があれば教えていただけるとありがたいのですが。

○事業者 既存の破碎処理施設は野外に設置してありまして、今、全て音が漏れている、粉じんもそのまま出ていくという状態なのですね。新しい施設でそれを建屋の中に格納するというところで、まず発生源の段階から抑制できるということで、それは現在の敷地ですと限界があるということで、新敷地の取得とともにそういう計画にしております。

1時間当たり300t×8の2,400tなのですが、最大能力ということなので、実際そのとおりに動くかということ、なかなか最大で動くことはないと思うのですが、能力的に最大でそのぐらい動けるということで記載しております。

○池本委員 ありがとうございます。

そうしますと、16ページ目のところで粉じん対策、騒音対策、今は概略として高さとか、そのようなところの記載にとどめていると思うのですが、予測評価を行っていく中で例えばもう少し壁を厚くしたほうがいいのではないかとか、そのような検討も進められるという考えでよろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○池本委員 わかりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 もう1点、今度はスケジュールのことでお聞かせいただきたいのですが、7ページ目のところで事業工程が書いてありますが、環境影響評価手続は2019年がたしか真ん中ぐらいまで来ていまして、ここからあと1年ぐらいで全て終わるようなスケジュールになっていますが、縦覧とか、その手続だけ考えてもかなりあるのでちょっと短いのかなと思ったのですが、そのあたり、間違いなのか、教えていただけるとありがたいのですが。

○事業者 最短でやりたいということでこういう計画で考えていたのですが、現実、今調査計画が進んでいる中で多少工程の見直し等も含めて評価書案の中で進めていきたいと考えて

おります。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、概略説明についてはこれで終わりたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

続きまして、「(仮称) 今井土地地区画整理事業」環境影響評価調査計画書の概要について事業者から説明を受けることとします。事業者の方は席の移動をお願いします。

○事業者 よろしくお願ひいたします。

それでは、「(仮称) 今井土地地区画整理事業」について説明します

本事業は、物流の効率化や都心部の渋滞緩和などを目的に、東京都が定めた「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」に基づき、広域的な物流拠点を整備するものでございます。また、本事業は組合施行の土地地区画整理事業として進められております。現在、地権者により土地地区画整理組合設立準備会が設立され、事業計画の具体化が進められているところです。

市は、青梅市総合長期計画などに位置づける中で、準備会と連携し、本事業の推進を図っているところです。

計画地である圏央道青梅インターチェンジ北側、約 49ha は現状農地で、市街化調整区域、農業振興地域、農用地区域に指定されていることから、農振地域の除外並びに市街化区域編入など都市計画について、整備方針の所管部署である東京都都市整備局と連携し、関係部署との協議を進めているところです。農振除外に関する課題整理など一定の進捗を見たことから、東京都環境影響評価条例の進めようとするものでございます。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

提出させていただきました環境影響評価調査計画書の内容についてコンサルタントから説明させていただきます。

○事業者 よろしくお願ひいたします。

私から、調査計画書の内容について説明します。

まず冊子の 1 ページ目、表 3-1 をお願ひします。まず、計画地の住所は、東京都青梅市今井二丁目、四丁目の各一部ということです。計画地の面積は 49ha。組合施行による土地地区画整理事業です。主な用途としては、流通業務用地、公園緑地、都市計画道路等を設置する事業です。事業の予定としては、工事は令和 3 年度から令和 5 年度ということです。

調査計画書の右ページ、3 ページ目をお願ひします。こちらが今回の計画地の位置になり

ます。圏央道のちょうど青梅インター中央にあります。その北側に隣接する49haの土地になります。

4 ページ目の航空写真をご覧ください。左側の4 ページは航空写真になりまして、計画地の中に住宅等は一切ございません。写真でご覧いただけるように、計画地は基本的には畑地として使われております。

右側の5 ページをご覧ください。周辺については北側、それから北西側に一部住居地域が隣接している。南西側については、今、今井（三）と書いてあります。このあたり一帯が工業団地になっております。周辺についてはこのような立地特性といいますか、こういった形の計画地の周辺になっています。

また、左のページでご覧いただけるように、計画地は主としておおむね平坦な地形を有しています。ただ、一部、北側に細い道路で現道が入っておりまして、ここは一段落ちるような形で、30cmから多いときで1m50cmぐらいの段差がついているような計画地でございます。

続いて、6 ページ目、7 ページ目をお願いします。土地利用です。右側が土地利用計画になりまして、左側に表がありますとおり、まず地区の約42ha近くを流通業務用地として整備していきます。その他、公園、都市計画道路、区画道路、それから一部鉄塔がありますので鉄塔用地ということで、土地利用計画としてはこのような形を考えているという図面です。

続いて、8 ページをお願いします。道路計画です。右の図面をご覧ください。本事業においては、計画地南北方向、それから東西方向に大きな都市計画道路2本を配置しまして、これらの道路を幹としていきます。そこに区画道路等を配置して各区画にアクセスしていくような道路計画です。

左側の10 ページをお願いします。こちらが今回の供用時における交通アクセスのルートになります。基本的には圏央道、それから周辺道路からアクセスしまして、先ほど説明しました都市計画道路を経て、地区内の区画に分散していくような形の交通計画になります。

それでは、左側の8 ページに戻っていただきまして、給排水計画です。給水につきましては上水より供給を受けます。2 行目に書いていますとおり、今回、雨水排水については全て地区内で浸透処理を行いまして、地区外には出しません。また、宅地内の雨水についても全て場内で浸透処理するという計画です。また、将来の完了後の汚水については公共下水道へ流すということで、本事業において公共用水域に本事業からの排水は排出されないような事業となっております。

続いて、11 ページで工事計画のお話をさせていただきます。

工事工程表、表 4.2-2 をご覧ください。本事業は流通用地業務の造成になりますので準備工に始まりまして鉄塔移設工事までということで、約 2 年半の工程を考えています。ただ、工程表の一番下に別途事業として書かせていただきましたが、区画整理が完成した区画から同時に進出企業が、早いところは、建築工事が始まる可能性もございます。ですので、今のアセスの段階では最大影響を見込むということで約 2 年目の真ん中ぐらいからは、各企業の建築工事が同時に入ってくるような工事工程を考えております。

11 ページの土工事です。3 行目に書いてありますが、計画地は基本的にはフラットの地形になりますので、切り盛り等々は地区内でバランスをします。ただ、3 行目に書きましたとおり、一部北側の現道については段差がありますので、ここは将来都市計画道路になりますが、ここについては擁壁をつくり、盛土等を行うような計画でございます。

13 ページをお願いします。工事用車両のアクセスルートです。基本的には圏央道、それから周辺道路から、各方面からアプローチをしてきます。ただし、右上の入間市と書いてありますが、こちらの市道 15 号については工事中は小型車の車両のみということで環境上配慮していくような計画です。

事業計画の最後になりますが、14 ページをお願いします。事業の経緯は表 5-1 にあります。昭和 36 年から都市計画道路の決定等がなされてきました。中段にありますとおり、平成 11 年から 20 年にかけて、青梅市を初めとする上位計画のマスタープラン、それを受けまして平成 22 年に当準備組合が設立されておまして、今、アセスメントに着手していると状況です。

それでは、項目選定のお話をさせていただきます。調査計画書の 91 ページ、環境マトリックスをお願いします。今回の環境要因ですが、右の上、横軸になりますが、用地の造成事業ということになりますので、工事中については造成工事、建設機械、それから工事用車両ということ。将来につきましては、宅地及び公共用地の存在、それから一部関連車両ということで捉えております。

次に、92 ページ、93 ページをお願いします。選定した項目について簡単に説明させていただきます。

まず、92 ページをお願いします。まず、大気汚染です。最初の 3 行に書いてありますとおり、本事業は、宅地及び公共用地の造成事業です。したがって、工事に伴う一般粉じん、それから建設機械、工事用車両等の影響が考えられるということで、項目は選定しております。項目については中段に、粉じんについては降下ばいじん、工事用車両と建設機械については、

NO₂とSPMということです。また、下から5行目にまた書きでありますが、本事業は、宅地と公共用地の整備を行うものであって、物流施設の建設は行わない計画です。しかしながら、将来、発生集中交通量が約4,600台程度見込まれますので、これらの要因については、大気について、NO₂とSPMについて予測するような形をとっております。

続いて、騒音・振動です。こちらも同様に、前段3行目に書いてありますとおり、用地造成事業に伴う工事に伴う建設機械、工事用車両を対象としています。

下4行目にまた書きがありますが、こちらも将来に車4,600台という発生集中が見込まれますので、道路交通騒音についても予測として加えるような形をとっております。

地形・地質については、造成工事に伴う切り盛り、それから一部擁壁等が出現しますので、そちらの項目を対象としております。

水循環については、工事完了後の地下水涵養能の変化、それから表面流出の変化が起きますので、これらの項目について予測を行う予定です。

次に93ページ、生物・生態系です。これについては基本的には現状は畑地等ですが、生物の生育、生息環境になっておりますので、生物生態系については項目として選定する形をとっております。

つづいて、景観です。1行目にありますとおり、工事完了後における存在ということで、予測をします。こちらも下から4行目の、「また」以降に書いてありますが、今回は工事が完了した区画から一部建築工事が行われます。したがって、将来の建物もある程度想定して景観のほうは予測を行っていく。そのようなスタンスでございます。

史跡・文化財については、地区内の北側に周知の文化財がありますので、項目として選定します。

廃棄物については、工事中の廃棄物について対象とするということで、以上、8項目を選定しております。

最後に94ページ、95ページをお願いします。選定しなかった項目になります。まず、悪臭に関しましては、本工事は一般的な土木工事でありますので、項目としては選定しないと。また将来は、物流施設の造成になりますので、空地の発生要因はないということにしております。

水質汚濁です。1行目にありますとおり、工事中の排水についても供用時同様に、雨水、排水は仮設浸透施設によって浸透させて、地区外に放流を行いません。また、完了後は、先ほどの説明にあるとおり、雨水は土壌浸透、汚水については下水道放流ということになります。

すので、水質汚濁は項目から削除しております。

土壌汚染については、最初の2行目にありますとおり、計画地は古くから畑として使われてきた土地であり、事業場や建築物は今存在しません。また、土壌汚染対策法、確保条例等々に基づいて適切に行っていきますので、項目としては選定しないことにしております。

続いて地盤です。地盤については、まず地下水の揚水は行いません。あと、2行目以降にあります、計画地の地下水がGL-10m以深でございます。今回はそこまでの掘削は行いませんので、地下水の切断はないということ。それから地盤沈下を有するような軟弱地盤は基本的には計画地内には分布していないということで、項目としては選定しないということです。

続いて、日影と電波障害です。こちらも、本事業は用地の造成事業であるため、物流施設の建築は行いません。日影については、各進出企業が東京都の日影の基準等に基づいて適正に個別対応していくこととなります。また、電波障害についても、各企業が東京都の紛争条例等々に基づいて個別に対応していくということで、日影と電波障害については項目としては選定しないと。

続いて風環境については、風環境に影響を及ぼすような高層建築物の建築はございません。

95ページの右上です。自然との触れ合い活動の場でございます。これについては計画地内、それから周辺のアkses道路上に人と自然の触れ合いの施設はないということで、選定しないということです。

最後に、温室効果ガスになります。最初の3行目に書いてあります、基本的には計画地内は平坦地形で、例えば尾根の分断であるとか谷部を埋め立てるといような大規模な工事はありません。また、工事自体は2.5年という短い期間になりますので、大量の温室効果ガスが出ることはないということで項目としては選定しないという形をとっております。

以上、説明になります。どうもありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問等ございますでしょうか。平林委員、どうぞ。

○平林委員 92ページの水循環について確認をさせていただきたいのですが、公共用地の存在に伴う涵養能の変化について評価いただくということですが、その後で物流施設を建設した後の浸透能の変化に関しては、物流施設が適切に排水の、雨水に関しては浸透施設に誘導するようなものをつくるので評価対応としなくて大丈夫ということでしょうか。

○事業者 言葉足らずの表現で申し訳ございません。基本的には涵養能の変化に関しましては、面整備事業者として整備するエリア、それから各企業が造成するエリア、その両方を含

めて変化を捉えようと思っていますので、そちらも対象として予測は行っていきます。

○平林委員 そうすると、物流施設があるとそこにコンクリートを打ったり、建物が建った場合には浸透能は変わりますけれども、そこに関しても評価されるということですか。

○事業者 宅地内、各企業のほうに関しましても、浸透施設を設けて浸透処理を行いますので、そういった形で現状と将来、どれぐらい浸透能が変わるかということ予測しようと思っています。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 今の話に関連して教えていただきたいのですが、私、専門ではないところなのですが、ほかの土地区画整理事業ですと、調整池などが結構置かれることがあるのですが、今回はそういうものはなくて、雨水浸透施設というものにするのかとか、都の条例などで定めがあったりする条件があると思うのですが、その辺はある場合もあるかなと思って、考え方を教えていただけるとありがたいのですが。

○事業者 今回、宅地部分、事業用地ということになりますが、そこについては自区内処理の原則ということがありまして、自区に降った雨水については自区内で浸透処理という形になります。中の公共用地、道路などに関しましては一部、傾斜とかそういった関係の中では適切にその周辺で処理するという事も検討されると考えられます。

○池本委員 そうしますと、雨水浸透施設というのは、今お話しいただいた公共の部分処理する部分という考え方でよろしいですか。

○事業者 今回は公共の部分、それから宅地の部分、全て我々の計画地内の水は浸透処理をいたします。

ちなみに参考までなのですが、5 ページ目に周辺の土地利用図があったと思うのですが、今、工業団地、三ツ原工業団地があります。ここも今雨水は浸透処理をしているような形になりますので、それに準じて本事業も全て浸透処理を行っていきます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。保高委員。

○保高委員 94 ページの地盤のところ、選定しなかった項目のところ恐縮なのですが、切土掘削深度は G. L. -10m 以浅と記載されておりますが、実際にはどれぐらい、最大で掘るのかというのが1点。

それから、切土、盛土、持ってくる量と切っていくほうとということで、もしたくさんの土を造成のときに埋めるようであれば、その量がもしわかれば教えてください。

○事業者 細かい切り盛りバランスはこれから設計段階に入りますので、今どれぐらい発生

土量が出るかというのは、申し訳ございません、まだ算出している段階ではありません。

あと、今回は計画地がおおむね平らな地形になっていますので、その切り盛りバランスはほとんど出ないかな。どちらかというところと整地でならしていくかなというところがあります。

ただ、位置はちょっと地形が複雑になっていまして、北側の現道だけは一段、かくっと落ちている状況になるのですが、その部分を見ても、その下に掘削を入れても、G.L. -10mにはいかないということで、地下水と掘削面の距離といえますか、バッファーは結構距離はあるような造成計画にはなっています。

○池本委員 追加で、基礎杭等は打たないという理解でよろしいのですよね。建設工事も含めて10m以深に地下水の堆積層があるということなのですが、将来の事業者様の建設工事も含めて、その帯水層を分断するようなことはないという理解で大丈夫ですか。

○事業者 そこはまた議論になるかもしれないのですが、建築工事は、今のアセスの対象ではないのですが、各企業は場合によっては杭を打たれる可能性はあります。ただ、帯水層自体、ここは4mぐらいがロームで、その下は全部礫です。川に近いですから。帯水層自体のポテンシャルというか、幅はかなりありますので、仮に各企業が個別に杭を打ったとしても、多分迂回していったり、そのような、細い帯水層ではないエリアであることは確かでございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 もう1点教えてください。発生集中車両台数を1日当たり4,600台というふうに想定されていると思うのですが、10ページの主な走行経路を見ていますと、オレンジ色の線と緑色の線とあって、オレンジ色の線が上と下、2つあるのですが、どこを主に通られるか想定は立っているのか。あと、予測のときに、北側のオレンジ色の横を東西に通っている線を通るとなると、片側1車線道路なので負荷がまあまああるのかなという気もするのですが、そういったところの考え方が、もし今の状態でわかっているならば教えていただけるとありがたいのですが。

○事業者 今まさに警察との協議を始めておまして、評価書案のときには各路線に台数など、当然環境上配慮しないといけない。例えば北側は幅員が細いであるとか、住宅があるとか、そういったプランはこれからやっていきますけれども、基本的には圏央道であったり、この10ページでいいますと岩蔵街道と言われている主要幹線等もあるのですが、こういった形で、現段階では主要幹線を使ってくるということで、具体的には今の時点ではどこが何台というのはこれからやっていきます。ですから、調査としてはここに示したルートを全て

押さえられるような、断面を押さえたり、交通量をとったりと、そのような調査計画書段階ですので、そういった考え方でこの図面を載せさせていただいているというのが現状でございます。

○柳会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、概略説明についてはこれで終わりたいと思います。事業者の皆様、ありがとうございました。

それでは、その他の受理報告についてお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 その他の受理報告について説明をさせていただきます。資料1でいいますと、環境影響評価書、「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」でございます。こちらについては、平成31年2月28日、平成30年度の第10回総会において評価書案について知事に答申を行ったもので、その後、令和元年8月19日に評価書を受理したものです。資料としては、4ページ、5ページになります。図書についてはクリーム色の冊子。先ほどの事業と同じ色なのですが、環境影響評価書「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」になります。

では、資料にのっとして説明させていただきます。環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連ということで説明させていただきます。左に項目、中段に評価書案の審査意見書の内容、一番右の欄に環境影響評価書での対応の記載内容となっております。

まず、大気汚染についてですが、評価書案の意見として、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底することということでした。

こちらの意見について、評価書案では、本編の113ページです。こちらに、意見に対して大気汚染に係る対策を強化するため、小学校等の配慮すべき施設が位置する計画地北側においては、工事の進捗に合わせて通常の仮囲いに部分的にパネル等を追加し、建設機械の稼働に伴う排ガスの影響の軽減を図ることを環境保全のための措置に追加してございます。

続いて、騒音・振動については2つございました。評価書案での意見として、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の最大値は評価の指標とした基準値を下回るとしているが、最大値出現地点付近には小学校等の配慮すべき施設が存在していることから、環境保全のための措置を徹底することとしてございます。

これに対しては、今回の評価書案、本編116ページに記載してございますが、建設機械の

稼働に伴う騒音・振動対策の強化を行うため、小学校等の配慮すべき施設が位置する計画地北側においては、解体対象の建築物を防音シートやパネルで全面的に覆うことを環境保全のための措置に追記してございます。

騒音・振動のもう1つにつきまして、評価書案での意見として、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音の増加レベルは0dB～1dB未満としているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、環境保全のための措置を徹底することというような意見をつけてございました。

これに対して評価書案では、本編116ページ、工場用車両の走行に伴う道路交通騒音対策を強化するため、工事用車両の出入り口を分散化するなど、一路線に車両が集中しないよう努めることを環境保全のための措置に追記してございます。

続いて、風環境です。評価書案の意見としては、環境保全のための措置として、防風植栽、大屋根、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図るとしているが、計画地内には、不特定多数の人が利用する歩行者デッキや防災機能を備えた広場が整備される点にも留意し、良好な風環境を確実に確保するよう努めることという意見をつけてございました。

これに対して、評価書案では、本編237ページです。計画地内の歩行者デッキや広場等についても、風環境に配慮するとともに、事後調査の風観測を行うことを環境保全のための措置に追記してございます。

最後、景観です。評価書案の意見として、代表的な眺望地点及び眺望の状況について、高層住宅棟以外にも計画地東側の十二社通り沿いには別棟が建設されることから、可能な限り沿道から計画地内の計画建築物が把握できる地点を追加し、この地点からの眺望の変化の程度について予測・評価することという意見をつけてございました。

これに対して、評価書では、252ページ、角筈区民センター前交差点付近からの眺望地点を追加し、別棟について予測評価をしてございます。

続いて、受理報告について説明させていただきます。資料としては6ページになります。こちらについては先月の総会の受理報告について、審議会で助言事項ということで事業者に伝えるという取り扱いになっていたものです。こちらについて事業者の回答がありましたので、審議会で報告をさせていただきます。

事後調査報告書について、「中央新幹線 品川・名古屋間」（工事の施行中その2）について、2つの助言事項、それから「(仮称)南町田計画」（工事の施行中その1）について2つ助言事項がありました。

まず、中央新幹線 品川・名古屋間の助言事項については、記載内容が十分ではないところを助言事項で事業者に示したところ、事業者の回答として、次回以降の事後報告書においてしっかり反映しますという回答をいただいております。

南町田の計画ですが、1 つは、騒音・振動について、記載は勘違いを生じるように感じるという御指摘を助言事項でいただきました。これについては、今後はそういったことがないようにしっかり記載するという回答を事業者からいただいております。

もう1つ、廃棄物についてですが、こちらは写真からすると粉じん抑制対策という点が十分ではないと認められるということがございましたので、こちらについて事業者の対応を求めているものです。こちらについては、事業者としては粉じん抑制対策を行ってまいりましたが、今後についても引き続き徹底して行っていくという回答をいただいております。

以上が、先月の総会における受理報告についての事業者の回答でございました。

続きまして、今月、受理報告させていただきましたものについての助言事項について説明をさせていただきます。こちらについては資料の7ページに記載しております。

事後報告書について「大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業」について1点、「江東区有明北3-1地区開発計画」について1点、「都営村山団地（後期）建替事業」について2点の助言事項をいただいております。

○柳会長 それでは、今月の受理報告に係る助言事項について、提案された委員の方から説明をお願いしたいと思います。池本委員、よろしく申し上げます。

○池本委員 まず、大手町二丁目常盤橋について、項目が騒音・振動になっているのですが、ほかの件でもお話はさせていただいていて、ほかの委員の皆さんも御指摘いただいていると思うのですが、東京駅の八重洲口側は今複数の条例アセス規模の事業が重なっていますので、そういったことに配慮しながら事業者間の連絡を密にして、環境負荷を抑えるような事業にしていっていただきたいということをコメントさせていただきました。それを助言事項としているということです。

それから、江東区の有明北3-1地区開発計画ですけれども、こちらは事後調査書の77ページ目のところの記載の、細かいところなのですが、混合廃棄物が表の中で再資源化率が80.4%と書かれているのですが、処理処分方法が埋立となっていて、埋立といいますが最終処分と見ていいと思いますので、再資源化率が80%と書かれているのに、残りの20%の部分しか記載していないように読めたので、ほかの再資源化した処理とかそういう方法があれば、書いたほうがいいのではないかというコメントです。

都営村山団地の建替事業については、これも事後調査報告書の具体的な場所なのですが、大気汚染のところ、どうもSPMは現場で確認をしていなくて、近隣の常時監視局とか、そういうところの測定結果から推定しているということなので、そこに影響が出るほど、もしこの事業で起きていたとすると、相当なことかなと思ひまして、そういうようなことよりは、例えば二酸化窒素とか交通量とか、そういうような調査をしていますので、そういうことも含めてもう少し丁寧に定性的に検討できないのかなというのを感じたので、このあたり、項目の担当ではないのですが、コメントさせていただきました。

それから、68ページ目のところでは、同様に、実測でないものと実測のものが混在しているということで、実測でないもので、あたかも事後調査結果、表 1-29(2)では、予測結果と事後調査結果の比較で、これはもう違う場所の結果を横並びに記載しているので、それは勘違いを生まないかなということを感じまして、それであれば、頑張ってこういう定量的な比較をしていただくよりは、直接的に測定していないので定性的な、先ほどと同じような丁寧な記載をしてもらったほうが説得力があるのかなと感じまして、そのようなコメントをさせていただきました。

そのように感じたところですので、もしこの辺でさらにあれば、ここは違うのではないかとか言っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありましたその他受理報告について御質問等はございますか。池本委員からのコメントについては事業者の回答を待ちたいと思いますけれども、ほかにお気づきの点があればお願いします。

○池本委員 先ほどの、前の回答をいただいたところなのですが、南町田の、私もそこは専門ではないのですが、振動のところ、最大値で予測しているからといって、事後調査の評価も最大値ですというのは、異常値が出てきてしまっても、それが一個出ても、それだとかなり高くなったという結果になるような気がするのですが、それだとやり過ぎではないかと感じたのですが、どうなのでしょう。

最大値も見ていただいて、 L_{10} とかも見ていただくとかしながらやっていただくぐらいでいいのではないのかなというふうに、見ていてやり過ぎかなと。

○柳会長 ただいまの意見だと、平均値と最大値と、両方書いてほしいということでしょうか。

○池本委員 振動の場合、 L_{10} ですので、上から10%、上下切って20%か何かだと思っております。

が、それではなくて、今平均を記載していましたので、それだと評価としては緩いというか、甘い評価なのかなと思ひまして、平均を書くとは勘違いされるのではないですかというコメントをさせていただいたら、最大値で見ますということで、たまたま異常値が出たとしても、例えば予測が上回っていたら、上回っていたみたいなことになってしまうので、行き過ぎかなと感じました。

○宮田アセスメント担当課長 御意見ありがとうございます。騒音・振動につきましては、最初、平均値ということで勘違いが起こるということで、本来であれば最大値を記載するところがございますので、本来の形の記載をします。あと、予測に対して値が大きかったということについては、なぜその辺の予測値が大きくなったかについても、しっかりと考察して記載しますので、その原因についてもしっかりと報告書の中で対応させていただくということで、懸念のないような形の対応をしようと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、受理関係についてはこれで終わります。

ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これを持ちまして本日の審議会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 39 分 閉会)